

議案第75号

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例

山陽小野田市児童クラブ条例（平成17年山陽小野田市条例第112号）の  
一部を次のように改正する。

第6条第2項中「場合」の次に「その他市長が特別の理由により必要がある  
と認める場合」を加える。

附則に次の1項を加える。

（保育料（加算分）の納付の特例）

4 令和2年度に限り、保育料（加算分）の納付については、第6条第3項の  
規定にかかわらず、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月16日から適用する。

山陽小野田市児童クラブ条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 月の途中に入所又は退所をした場合<u>その他市長が特別の理由により必要があると認める場合</u>におけるその月分の保育料(基本分)は、前項の規定にかかわらず、別表第1に定める保育料(基本分)を日割により計算した額とする。</p> <p>3 8月において、児童クラブを利用する児童の保護者は、前2項の保育料(基本分)に併せて別表第2に定める保育料(加算分)を納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(保育料(加算分)の納付の特例)</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 月の途中に入所又は退所をした場合におけるその月分の保育料(基本分)は、前項の規定にかかわらず、別表第1に定める保育料(基本分)を日割により計算した額とする。</p> <p>3 8月において、児童クラブを利用する児童の保護者は、前2項の保育料(基本分)に併せて別表第2に定める保育料(加算分)を納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

<p>4 <u>令和2年度に限り、保育料（加算分）の納付については、第6条第3項の規定にかかわらず、適用しない。</u></p>	
--	--